

五ヶ瀬町景観計画

令和4年4月

宮崎県五ヶ瀬町

目次

はじめに	3
第1章 五ヶ瀬町景観計画策定について	4
1-1 五ヶ瀬町について	4
1-2 景観計画の目的	5
1-3 景観計画の位置づけ	5
1-4 景観づくりに関する町民の意識	6
第2章 景観づくりの基本理念・基本方針	9
2-1 景観づくりの基本理念	9
2-2 景観づくりの基本方針	10
2-3 五ヶ瀬町の景観要素事例	12
第3章 景観計画の区域	15
3-1 景観計画区域	15
3-2 届出区域	15
第4章 良好な景観づくりのための行為の制限に関する方針	17
4-1 行為の制限についての考え方	17
4-2 景観形成地域に適用される行為の制限について	20
4-3 特定施設届出地区に適用される行為の制限について	24
第5章 景観形成上必要なその他の事項	27
5-1 景観重要建造物・樹木の指定方針	27
第6章 景観づくりの推進に向けて	28
6-1 町、町民、事業者の協働	28
6-2 景観づくりの意識醸成のための取り組み	29
6-3 景観を活かした取り組みの推進	29
6-4 協働による景観形成のメニュー	29

はじめに

五ヶ瀬町では、令和4年4月に「五ヶ瀬町景観条例」を制定しました。これに伴い「五ヶ瀬町景観計画」を策定し、新たに景観づくりを推進していきます。

五ヶ瀬川の源流域に位置する本町は、森林・河川をはじめとした豊かな自然に恵まれ、これらの地域資源の保全と活用に加え、良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、地域と行政の協働により、統一感のある景観形成が必要です。

本町には、「九州島発祥の地」というかけがえのない歴史とともに、国指定の重要無形文化財「荒踊」をはじめとする有形・無形の文化財があり、私たちはこれらの文化遺産を保存するとともに、未来へと継承する役割があります。加えて世界農業遺産の認定に伴い農村民泊を中心とした取り組みや阿蘇を望む夕日の里でのグリーンツーリズム等、資源となる農業文化や景観は貴重な町の財産です。

九州中央自動車道においては、「五ヶ瀬高千穂道路」「蘇陽五ヶ瀬道路」として町内すべての区間が事業化されたことにより、今後高速交通ネットワークが大きく改善されることにより、沿線風景や町並み景観に対するルールづくりが重要となっています。

これまで人・地域・自然が共存し、営みを続けてきた本町にとって、自然・景観の保全は、欠かすことのできない重要な要素です。自然の魅力が将来長きにわたり守られ、最大限に発揮された町の姿こそが本町の理想像であり、その景観の恩恵のもと、住民誰もが暮らしに幸せを感じるまちづくりを進め、そして町を訪れる誰もが、笑顔になれるまちの実現を目指します。

第1章 五ヶ瀬町景観計画策定について

1-1 五ヶ瀬町について

(1) 地勢的背景

五ヶ瀬町は、九州のほぼ中央、宮崎県北西部に位置し、宮崎県の西の玄関口として知られています。南西部から南部、南東部にかけては標高1200mから1600m級の山々が連なる一方、北西部には阿蘇の山々を展望できるなだらかな丘陵地帯が広がっています。

町の総面積は171.73km²、全体的に地形は急峻で総面積の88.1%を森林が占めています。その山峡部を五ヶ瀬川本流とその支流である三ヶ所川が並行して北上し、熊本県境で合流して高千穂町や延岡市を経て日向灘へと注いでいます。この二つの川沿いに集落と耕地が点在しています。

地質は、秩父古生層に属する粘板岩、頁岩を基盤とするものと、阿蘇火山系の噴出物によって生成された安山岩からなり、土壤の地味は肥沃で農作物、樹木の生育に適しています。

気温は、平均標高が620mと高いため年間平均気温は13.2℃と冷涼な地域となっています。特に冬季における低温や積雪は宮崎県にあっては特異な気象条件下です。平均雨量は年間2500mmに達し、樹木の生育を助長するとともに、水源の供給地域として下流域の人々にとって重要な役割を果たしています。

(2) 歴史的背景

本町は、昭和31年に三ヶ所村、鞍岡村が合併して、五ヶ瀬町として町制を施行しました。町名の由来となった五ヶ瀬川は、住民の生活上切り離すことのできないものであり、「清く美しい、悠々に流れる五ヶ瀬川のように、町が発展していくように」という住民の希望が込められています。

旧藩時代延岡の内藤藩に属し、明治の廃藩置県によって延岡県の管轄となり、美々津県、宮崎県、鹿児島県へと移り、昭和16年に再び宮崎県が設置された。昭和17年に西臼杵郡に属し、昭和23年の町村制の施行によって、三ヶ所村、鞍岡村が誕生しました。本町は、宮崎、熊本両県に境する位置にあって、古来から九州の東と西をつなぐ交通の要所であったが、東西いずれの地点からも山峡を縫って、山を越えての交流であったとされています。その結果、特徴的な地割や歴史的建造物が生まれ、この地独特の歴史的文化が育ってきました。

私たちの営みの中で、五ヶ瀬町の恵まれた自然と先人が残し造りだしてきた貴重な財産を次世代に繋ぎ、保全・活用していくことが、これからの

まちづくりに重要です。

1-2 景観計画の目的

景観計画の目的は、「豊かな自然と山村文化を持つ五ヶ瀬町ならではの良好な景観を保全し、育成を進めることを目的とする。」と五ヶ瀬町景観条例第1条で規定されています。

景観計画は、景観法に基づく景観行政団体※として、景観づくりに関する基本的な方針や制限等を示すものです。これにより五ヶ瀬町の良好な景観の保全と活用のバランスを図りながら、町民がこの地で豊かで潤いのある生活を続けていくため、町、町民、事業者等（以下、「町民等」という。）が一体となって五ヶ瀬ならではの良好な景観を創出・継承していくことを目的とします。

※景観行政団体：景観法により定義される景観行政を司る行政機構

1-3 景観計画の位置づけ

景観計画は、本町の最上位計画である「第6次五ヶ瀬町総合計画」における将来像実現のための視点中「五ヶ瀬の魅力ある地域資源の活用」を基本とし、各種計画と連携しながら本町における景観づくりに関する基本的な事項を定めます。

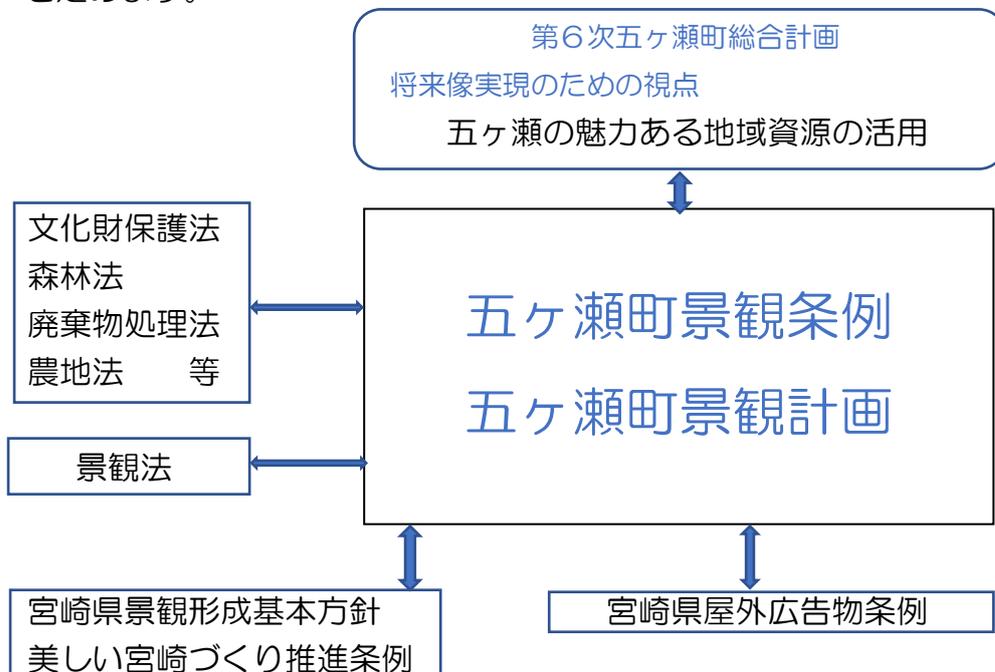


図1 五ヶ瀬町における景観計画の位置付

1-4 景観づくりに関する町民の意識

令和元年に第6次総合計画策定の基礎資料とすべく町民を対象に実施した「町民アンケート調査」において、「あなたは、全体的にみて、五ヶ瀬町は住みよいと思いますか。」との問いに対して、「住みよい」と「まあまあ住みよい」をあわせた『どちらかといえば住みよい』が78.5%、「住みにくい」と「あまり住みよくない」をあわせた『どちらかといえば住みよくない』が17.9%となっており、『どちらかといえば住みよい』の割合が高くなっています。

また、『どちらかといえば住みよい』と回答した理由についてみると、「自然環境がよい」が65.3%と最も高く、次いで「地域のつながりが強く顔見知りが多い」が28.3%、「住民の気質がよい」が22.5%となっています。

地区別にみても全ての地区において「自然環境がよい」が住みよい理由1位となっており、町民の自然環境のよさを誇りとしている関心の高さが伺えます。

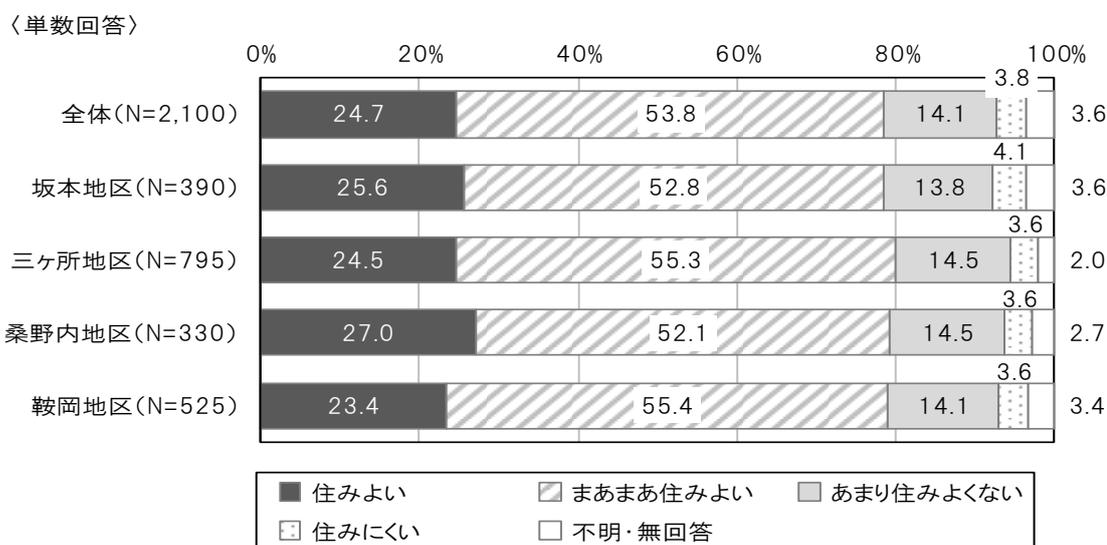
このような良好な景観を保全していくためには、地域の実情に合わせた景観づくりが必要であり、景観づくりを推進することにより、移住定住や交流人口の増加などが期待されます。

《第6次総合計画策定に関する住民アンケート結果抜粋》

■ あなたは、全体的にみて、五ヶ瀬町は住みよいと思いますか。(1つに○)

五ヶ瀬町の住みよさについてみると、「住みよい」と「まあまあ住みよい」をあわせた『どちらかといえば住みよい』が78.5%、「住みにくい」と「あまり住みよくない」をあわせた『どちらかといえば住みよくない』が17.9%となっており、『どちらかといえば住みよい』の割合が高くなっています。

地区別にみると、全体と同じく、どの地区においても『どちらかといえば住みよい』の割合の方が高くなっています。



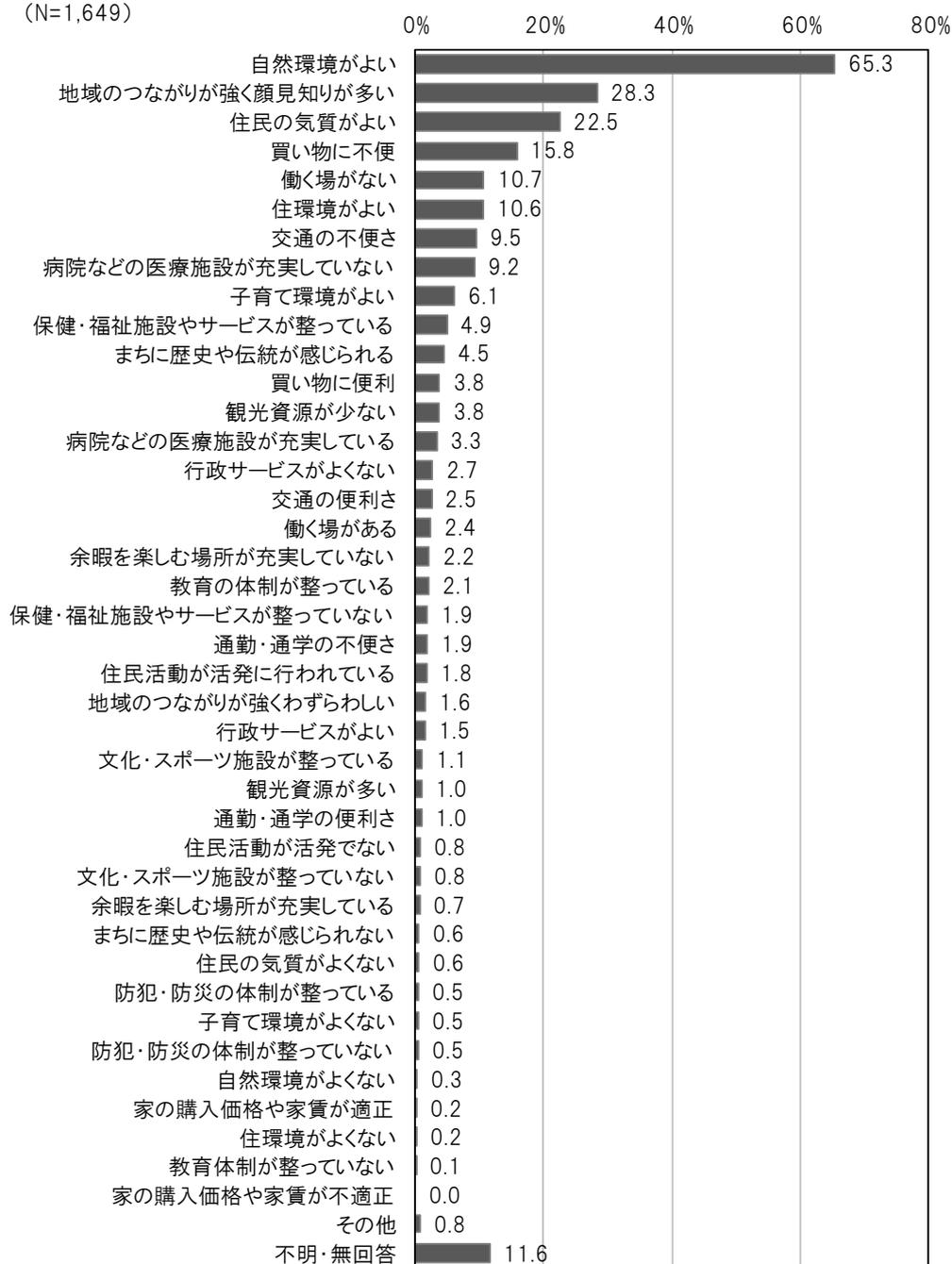
■ 理由として最も近いものは何ですか。(〇は3つまで)

【どちらかといえば住みよいと回答した方の理由】

『どちらかといえば住みよい』と回答した理由についてみると、「自然環境がよい」が 65.3%と最も高く、次いで「地域のつながりが強く顔見知りが多い」が 28.3%、「住民の気質がよい」が 22.5%となっています。

〈複数回答〉

(N=1,649)



■ どちらかといえば住みよいと回答した方の理由(地区別、上位5位まで)

『どちらかといえば住みよい』と回答した理由について地区別にみると、「自然環境がよい」「地域のつながりが強く顔見知りが多い」「住民の気質がよい」の回答がどの地区においても高くなっています。また、『どちらかといえば住みよい』と回答した方でも「買い物に不便」「働く場がない」などの回答もみられます。

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (N=1,649)	自然環境がよい	地域のつながりが強く顔見知りが多い	住民の気質がよい	買い物に不便	働く場がない
	65.3%	28.3%	22.5%	15.8%	10.7%
坂本地区 (N=306)	自然環境がよい	地域のつながりが強く顔見知りが多い	住民の気質がよい	働く場がない	買い物に不便
	63.7%	31.4%	22.2%	13.4%	13.1%
三ヶ所地区 (N=635)	自然環境がよい	地域のつながりが強く顔見知りが多い	住民の気質がよい	買い物に不便	住環境がよい
	65.7%	27.9%	25.7%	14.5%	11.5%
桑野内地区 (N=261)	自然環境がよい	地域のつながりが強く顔見知りが多い	住民の気質がよい	買い物に不便	働く場がない 病院などの医療施設が充実していない
	71.6%	29.9%	24.1%	14.6%	12.3%
鞍岡地区 (N=414)	自然環境がよい	地域のつながりが強く顔見知りが多い	買い物に不便	住民の気質がよい	交通の不便さ
	62.8%	26.8%	20.3%	18.1%	14.7%

第2章 景観づくりの基本理念・基本方針

2-1 景観づくりの基本理念

① 町民が心地よく豊かな生活を営むために、地域の歴史、文化、自然環境等と調和する景観づくりを進めます

五ヶ瀬町の美しい景観を共有していくためにルールを定めてその保全を図ります。一方で、心豊かな生活を営むために、景観の美しさを日々の産業や観光に活用していきます。保全と活用のバランスがとれた景観づくりを進め、美しい景観を次世代へと継承していきます。

② 町、町民、事業者がそれぞれの役割を認識し、お互いに連携・協働した景観づくりを進めます

五ヶ瀬町の美しい景観づくりを共通の目的とし、町にできること、町民にできること、事業者にできることをそれぞれの役割として様々な活動を連携させ、本町の景観づくりを持続的に進めます。

2つの基本理念による景観づくりを進めることにより、第6次総合計画に揚げられた将来像の実現のための視点である「五ヶ瀬の魅力ある地域資源の活用」を目指し「五ヶ瀬ならではの魅力ある景観づくりの推進」を進めます。

五ヶ瀬ならではの魅力ある景観づくりの推進

2-2 景観づくりの基本方針

1 五ヶ瀬町の歴史的・文化的景観を育み、次世代に継承します（保全）

本町には、「九州島発祥の地」というかけがえのない歴史とともに、国指定の重要無形文化財「荒踊」をはじめ、神楽、棒術、団七踊りなどの郷土芸能が各地で伝承されています。わたしたちは、先人が培ってきた貴重な景観資源を継承するため、必要なルール・基準を設け、景観の保全を推進します。

2 五ヶ瀬町の独自の景観を活かし、暮らしを豊かにします（活用）

これまで五ヶ瀬川の上流域としての自然環境保護や生態系の保全、水源涵養機能の維持を行ってきました。桑野内地区の阿蘇を望む夕日の里からの展望や世界農業遺産の認定に伴う農村風景の景観保全など、重要度が増しています。

また、九州中央自動車道の事業化により、将来、新たな来訪客をもたらし、観光振興等を見込んだ土地利用も想定されます。

私たちは、五ヶ瀬町の景観の価値をさらに高めることで、将来にわたって町民の暮らしの向上と観光・交流事業との相乗効果に繋がるよう、景観の活用を推進します。

3 五ヶ瀬町の実情に対応し、協働で景観づくりに取り組みます（持続）

町内の人口減少や高齢化による空き家・空き店舗の増加、農林業の後継者不足等による休耕地や未植栽の山林等の新たな景観要素が加わり、様々な要因が五ヶ瀬町の良い景観の維持を難しくしています。

私たちは、五ヶ瀬町を取り巻く環境の変化や町内の実情に合わせた景観づくりに臨機応変に対応し、世代間、集落間、あるいは都市農村間の人々の交流を創出することで景観づくりの担い手を維持しながら、持続可能な景観づくりを推進します。

<上位計画> <基本理念> <基本方針> <景観計画>

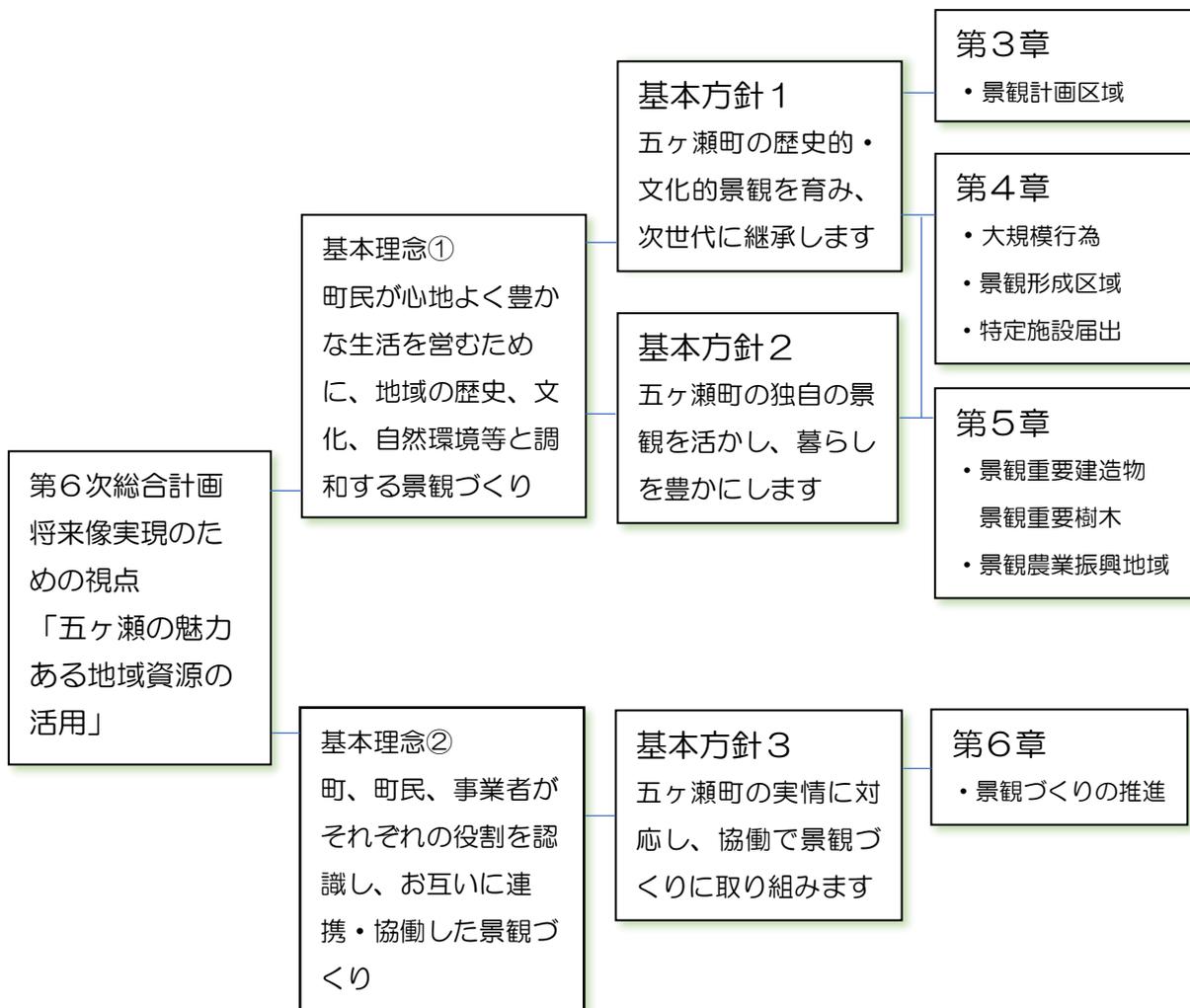


図2 五ヶ瀬町景観計画構成

2-3 五ヶ瀬町の景観要素事例

(1) 文化景観要素



①三ヶ所神社
(県指定重要文化財)



②浄専寺シダレザクラ
(県指定重要文化財)



③祇園神社



④古戸野神社

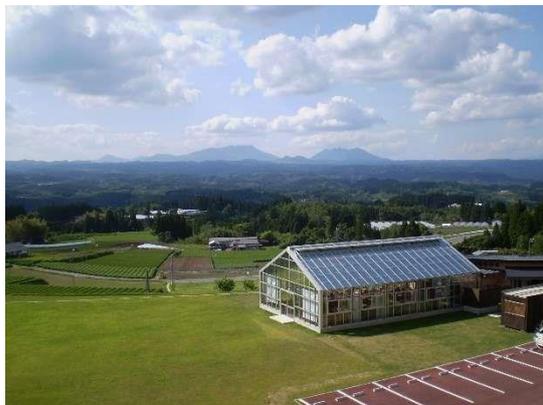


⑤石橋



⑥鳥の巣棚田 (棚田百選に選定)

(2) 自然景観要素



⑦夕日の里からの展望



⑧榊形山からの眺望



⑨うのこの滝



⑩白滝



⑪烏岳



⑫白岩山

(3) 街並みの景観要素



⑬赤谷地区



⑭宮野原地区

(4) 伝統文化要素



⑮荒踊



⑯古戸野神楽



⑰棒術

第3章 景観計画の区域

3-1 景観計画区域

五ヶ瀬町の景観は自然、文化、歴史など様々な要素がつながり、重なり合って形成されています。従って五ヶ瀬町全体にわたった取り組みを進め、発展させていくため、景観計画において定める景観計画区域を五ヶ瀬町全域とします。

3-2 届出区域

景観計画区域の中で景観形成地域、特定施設届出地区の2種類を設けることとし、それぞれ特に必要のある場所を指定します。

- 「景観形成地域」

町の景観づくりを進める上で、核となる特に重要な地域。夕日の里づくりを実施している五ヶ瀬ワイナリー及び榊形山周辺から阿蘇を眺望できる地域（五ヶ瀬ワイナリー及び榊形山山頂から阿蘇方面の眺望に支障となる範囲）と歴史的文化施設やシダレザクラが点在する宮野原地区とします。

- 「特定施設届出地区」

建築物や五ヶ瀬町景観条例施行規則で規定される工作物などが集まる、または集まるおそれのある区域のうち、良好な景観づくりを図る必要が認められる幹線道路の沿道の区域とします。

《国道218号、国道265号、国道503号、県道8号竹田五ヶ瀬線、町道岩神・西線の沿道で路端から両側20m以内の区域》

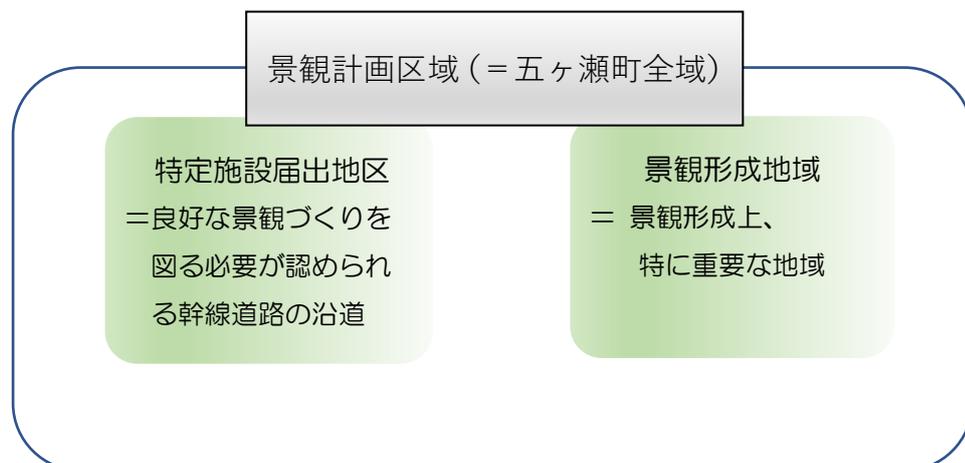
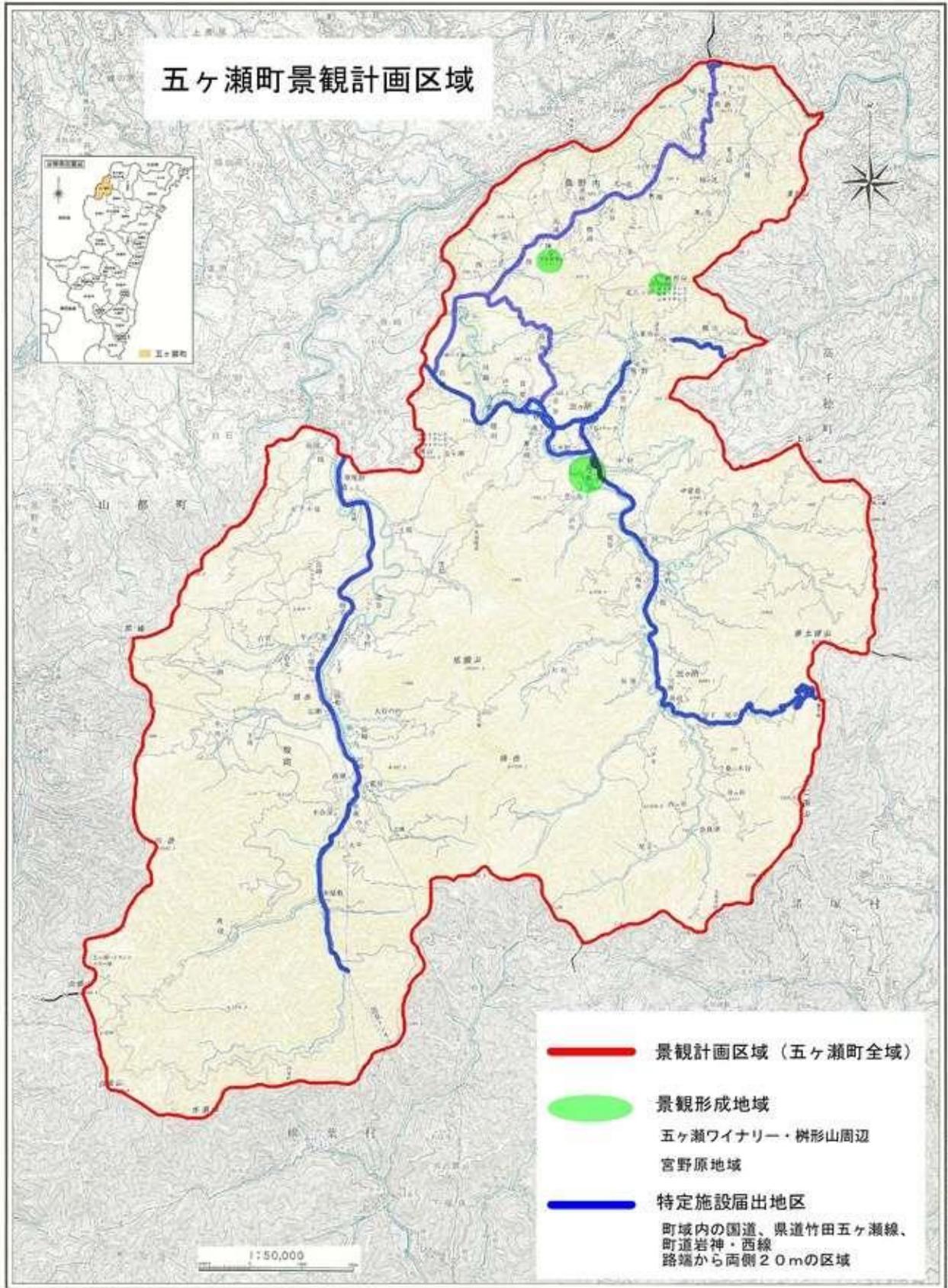


図3 五ヶ瀬町景観計画区域の概念図



第4章 良好な景観づくりのための行為の制限 に関する方針

4-1 行為の制限についての考え方

景観というものは、わたしたちの目に「みえる」ものすべてのものから成り立っており、そのひとつひとつに制限を加えることは、わたしたちの生活に制限をかけることであり、それは景観計画の意図するところではありません。従って、行為の制限については、基本方針に基づいて必要なこと、今でできることを町の条例で決めました。

また、既存の法律（「農業振興地域の整備に関する法律」等）や県の条例（「宮崎県屋外広告物条例」等）に規定されている規制事項について、改めて周知に努め、良好な景観づくりに活用していきます。

現在、既存の法令による制限事項は次のようになっています。

表1 現在施行されている法令によって規制されている事項

根拠となる法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項	罰則規定
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	(1) 農用地区域内の開発行為 (2) 農地等の転用制限	懲役又は罰金
農地法	農地	許可	(1) 農地の転用 (2) 農地を転用するための権利設定又は移転	懲役又は罰金
森林法	保安林	許可	(1) 立木の伐採 (2) 土地の形質変更 など	罰金
	地域森林計画の対象となる民有林	許可	(1) 10,000 m ² 以上の開発 (2) 立木の伐採	罰金
河川法	河川	許可	(1) 河川の流水の占有 (2) 河川区域内の土地の占有 (3) 河川区域内における土石等の採取 (4) 河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除去	懲役又は罰金

			(5) 河川区域内における土地の掘削、盛土、切土	
自然公園法	九州中央山地国定公園	許可	(1) 工作物の新築、改築、増築	懲役又は罰金
	祖母傾国定公園		(2) 木竹の伐採 (3) 鉱物、土砂の採取 (4) 広告物の設置	
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）	届出	土木工事等を目的とした発掘行為	懲役若しくは禁固 又は罰金など
	史跡・名勝・天然記念物	許可	(1) 指定地内の現状変更 (2) 保存に影響をおよぼす行為	懲役若しくは禁固 又は罰金など
	登録有形文化財（建造物）	届出	(1) 文化財の現状変更 (2) 保存に影響をおよぼす行為	懲役若しくは禁固 又は罰金など
	重要文化財	許可	(1) 指定地内の現状変更 (2) 保存に影響をおよぼす行為	懲役若しくは禁固 又は罰金など
	重要文化的景観	届出	(1) 選定地内の現状変更 (2) 保存に影響をおよぼす行為	懲役若しくは禁固 又は罰金など
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	町内全域	許可	廃棄物の適正な処理（不法投棄等）	懲役又は罰金
宮崎県屋外広告物条例	町内全域	許可	屋外広告物又はそれに類するものの掲示	罰金
宮崎県立自然公園条例	普通地域（本町該当なし）	届出	(1) 工作物の新設、改築、増築 (2) 屋外広告物又はそれに類するものの掲示（地表からの高さ2.5m以上） (3) 土石の採取（200㎡のりの高さ5m以上） (4) 土地の区画形質の変更（200㎡のりの高さ5m以	罰金

			上) (5) 水面の埋立、干拓 その他	
	特別地域 (本町該当 なし)	許可	(1) 普通区域内において規定 されている行為 (2) 木竹の伐採 (3) 屋外における物品の堆積 (高さ1.5m、面積10 m ² 以 上) その他	懲役又は罰金

以上のような行為については、既存の法令により制限されているため、私たちがこれから行っていく景観づくりは、既存の法令を補足するかたちで、今できることを、より具体的に町の条例のなかで定めていく手法をとり、景観づくりに取り組みやすい環境づくりをすすめ、関連施策を広げていきます。

4-2 景観形成地域に適用される制限について

(1) 届出が必要な行為

景観形成で良好な景観づくりを図るために届出が必要となる行為を、次に掲げます。

表2 行為の種類

行為の種類	届出が必要となる規模
① 建築物の新築、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもので周辺の景観に著しい影響を及ぼすこととなるもの ※ 地下に設ける建築物の建築等については、適用を除外する。
② 工作物の新築、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 煙突・排気塔 地上高6m以上 (2) 送電用鉄塔、電波塔、その他これに類するもので地上高15m以上 (3) RC柱・鉄柱・木柱、その他これに類するもので地上高15m以上 (4) 装飾塔、記念塔、その他これらに類するもので地上高4m以上 (5) 高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、その他これに類するもので地上高8m以上 (6) 石油、ガスタンク 地上高8m以上 (7) 擁壁 地上高5m以上 ※ 地下に設ける工作物の建築等又は仮設の工作物については、適用を除外する。
③ 土地の区画形質の変更	次に掲げるもの以外の土地の区画形質の変更 (1) 変更に係る面積が500㎡以下で、かつ高さ1.5mを超える法面を生じないもの (2) 農林業を営むためのもの（土地の開墾、水面埋立、宅地造成を除く。） (3) 土地改良法による土地改良事業
④ 木竹の伐採	次に掲げるもの以外の木竹の伐採 (1) 果樹その他農林業用に栽培、植栽又は植林したもの (2) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの (3) 枯損したもの又は危険なもの (4) 自家の生活の用に充てるために必要なもの (5) 仮植したもの (6) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの
⑤ 屋外における物品の集積又は貯蔵	次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵 (1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下のもの (2) 道路から見渡すことのできない場所のもの (3) 使用期間が90日以下のもの

※ 届出の適用除外となる行為については、景観法、同法施行令、五ヶ瀬町景観条例施行規則に規定されています。

(2) 行為の景観形成基準

ここではそれぞれの行為の景観形成基準について、次の表にまとめます。

表3 景観形成基準

行為	事項	基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
	外観	意匠	<p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。</p> <p>外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
		色彩	<p>基調となる色彩は、周囲の自然環境や隣り合う建築物等の色彩との調和を考慮し、象徴的なアクセントとなる色は限定的な使用とすること。</p> <p>「美しい宮崎づくりガイドライン」※等を参考にして、地域で推奨する色彩、避けてほしい色彩の区別を行い、それぞれの地域にふさわしい景観形成を進めること。</p>
		材料	周辺の自然素材や町並みの素材感と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化	<p>敷地内は極力緑化に努めること。</p> <p>既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</p> <p>屋外駐車場は積極的に緑化し、緑陰を設けること。</p>	
<p>【運用のイメージ】</p> <p>道路からの後退や目立つ色彩の抑制、敷地内の緑化等を求めます。</p> <p>※美しい宮崎づくりガイドライン：「美しい宮崎づくり推進計画」によって定められた景観形成地域や特定届出地区、大規模行為などの景観形成基準に係わる事項をより詳しく解説するガイドライン。</p>			

行 為	事 項	基 準	
さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	遠景の山並みや景観資源に対する道路からの眺望を損なわないよう、道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできるだけ後退した位置や高さとする。	
	外観	意匠	五ヶ瀬町の景観特性を反映し対象に努めること。
		色彩	基調となる色彩は、周囲の自然環境や隣り合う建築物等の色彩との調和を考慮し、象徴的なアクセントとなる色は限定的な使用とすること。
		材料	周辺の自然素材や町並みの素材感と調和するような材料を使用すること。
	緑化	さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。	
【運用のイメージ】 道路からの後退や目立つ色彩の抑制、敷地内の緑化、眺望への配慮等を求めます。			
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 可能な限り原地形に沿った形で変更を行うよう努めること。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。 のり面の勾配は可能な限り緩やかなものとする。	

(3) 届出を要しない行為

表4 景観形成地域における届出を要しない行為

行為の種類	届出を要しない行為
土地の区画形質の変更	(1) 変更に係る部分の面積の合計が500 m ² を超えず、かつ、高さ1.5m を超えるのり面または擁壁を生ずる切土または盛土を伴わないもの (2) 建築物の存する敷地内におけるもの (3) 文化財保護法第92 条第1 項に規定する調査のための発掘行為
木竹の伐採又は植栽	(1) 伐採または植栽に係る部分の面積の合計が1,000 m ² 以下のもの (2) 除伐、間伐、整枝その他の木竹の保育のために通常行われる伐採 (3) 枯損した木竹または危険な木竹の伐採 (4) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 (5) 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採 (6) 茶、果樹その他農業用に栽培している木竹の伐採または植栽
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	(1) 建築物の存する敷地内における物件の堆積 (2) 農業または林業を営むための物件の堆積 (3) 外部から見通すことができない場所での物件の堆積
自動販売装置の新設	宅地内または家屋もしくは店舗に附属した位置での自動販売装置の新設
法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	—
非常災害の為に必要な応急措置として行う行為	—
景観計画において景観形成地域が定められ、又は区域が拡張された際、その区域内で既に着手されていた行為	—

4-3 特定施設届出地区に適用される行為の制限について

(1) 特定届出施設

五ヶ瀬町景観条例において定める特定届出施設は次の表に示す施設です。次に示す施設について、特定施設届出地区内で新築、増築、改築、移転、外観の変更に伴う修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更、撤去を行う場合は、町に届出をすることとします。

表5 届出が必要となる特定施設

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
広告塔及び広告板	—
飲食業を営むための施設	レストラン、喫茶店等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオ店、貸自動車業
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館等
その他	カラオケボックス 屋上広告

※ 届出の適用除外となる行為については、景観法、同法施行令、五ヶ瀬町景観条例施行規則に規定されています。

(2) 届出が必要な行為

- ① 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設で、その敷地の全部又は一部が特定届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの。
- ② 上記①以外の各種工作物で、その敷地の全部又は一部が特定届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更（詳細は工作物の種類ごとに次表に示す）。

表6 工作物で届出が必要な行為

工作物の種類	届出が必要な規模
① さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.5mを超えるもの
② 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5 m を超えるもの(これらの工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計が5 mを超えるもの)
③ 煙突	
④ 高架水槽	
⑤ 鉄筋コンクリート製、金属製の柱、合成樹脂製の柱(⑥の目的のものを除く)	
⑥ 電気供給、有線電気通信のための電線路、空中線の支持物	高さが10 mを超えるもの
⑦ 観覧車、飛行塔、メリーゴーランドなどこれらに類する遊戯施設	高さが5 m を超えるもの、又は築造面積が10 m ² を超えるもの
⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
⑨ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設	
⑩ 自動車車庫(主に立体駐車場)	
⑪ 汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設	
⑫ 広告物	<p>広告塔、広告板、屋上広告その他の特定施設及びこれに附帯する施設で、表示面積が1 m²を超える工作物立て看板等で、90日間を超えて継続して掲出又は表示される工作物</p> <p>※ 屋外広告物法(昭和24 年法律第189 号)第4条又は第5条の規定に基づく熊本県の条例(=宮崎県屋外広告物条例)の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を除く。</p>

※届出は、増築又は改築後に上記の規模を上回る場合についても必要です。

(3) 特定施設届出地区における景観形成基準

ここでは、特定届出施設の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更に伴う修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更を行う際の基準について、次の表にまとめます。

表7 景観形成基準（特定施設届出地区）

事 項		基 準
位 置		(1) 建築物、工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 (2) 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 (3) 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 (4) 広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 (5) さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 (6) 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
外 観	意匠・色彩	(1) 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 (2) 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (3) 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 (4) 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 (5) 「美しい宮崎づくりガイドライン」等を参考にして、地域で推奨する色彩、避けてほしい色彩の区別を行い、それぞれの地域にふさわしい景観形成を進めること。
	敷地の緑化	(1) 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 (2) 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 (3) 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 (4) 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 (5) スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 (6) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他		(1) ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 (2) のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 (3) 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

第5章 景観形成上必要なその他の事項

5-1 景観重要建造物・樹木の指定方針

(1) 景観重要建造物について

基本方針や景観づくりに関する方針のなかで、景観づくりにおいて自然、歴史、文化などの資産を活用するということを挙げています。これに基づき、周辺地域を特徴づける建築物のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、景観を構成する要素として特に重要な建造物を所有者の意向を踏まえて指定します。

指定方針

- 町並みや集落のシンボルとしての象徴性を備えており、その場所の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の歴史、文化、または建築的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されているもの

(2) 景観重要樹木について

建造物と同様に、周辺地域を特徴づける樹木のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、地元住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいるなど、地域のランドマークとなるような樹木を景観重要樹木として指定します。指定に際しては、所有者の意向を踏まえて指定します。この場合、五ヶ瀬町文化財保護条例第6条第1項により指定されている町指定天然記念物である樹木と重複することを妨げないものとしします。

指定方針

- 町並みや集落のシンボルとしての象徴性を備えており、その場所の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 樹形や樹高など美観が優れているもの
- 地域の歴史、文化的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されているもの

第6章 景観づくりの推進に向けて

6-1 町、町民、事業者の協働

五ヶ瀬町では、重要文化的景観である浄専寺のシダレザクラや、歴史ある荒踊が開催される三ヶ所神社など、景観の観点から町内外の人々から大切にされてきたエリアが存在します。また、地区単位で農地の保全や沿道の景観形成に取り組む集落等も多数あります。これらの動きによって、観光で訪れる人々も含めて、町内外の人々と美しい五ヶ瀬町の景観が共有されていくこととなります。

これら地域の特徴を活かした良好な景観づくりを進めていくためには、町、町民、事業者がそれぞれの役割を認識し相互に連携しあいながら主体的に取り組むことが必要です。

● 町の役割

- ① 町は、景観づくりに関する施策を総合的に策定し、計画的に実施します。
- ② 町は、景観づくりに関する意識の啓発、景観づくりに関する支援に努め、町民及び事業者等の意見が施策や計画に反映されるように努めます。
- ③ 町は、公共事業や公共施設整備を実施するにあたり、景観づくりについて先導的な役割を果たすため、町が発注する土木工事、建築工事等は「宮崎県公共事業等景観形成指針」を参考に、設計段階から景観に配慮し、景観づくりを進めます。

● 町民の役割

- ① 町民は、自らが景観形成の担い手であることを意識し、相互に協力して積極的に景観の形成に関与することが大切です。
- ② 町民は、町の自然、歴史・文化等の五ヶ瀬町の特徴ある景観への理解を深め、良好な景観の保全や景観づくりに関する活動に参加することが大切です。

● 事業者の役割

- ① 事業者は、事業活動を進めるにあたって、五ヶ瀬町の豊かな自然環境や歴史性に配慮するとともに、周囲の景観に配慮することが大切です。
- ② 事業者は、地域の景観づくりの担い手として町が実施する良好な景観づくりに関する施策に協力することが大切です。
- ③ 事業者は、地域の景観づくりに参加し、社会貢献活動等を通じて良好な景観づくりに寄与する取り組みへ協力することが大切です。

6-2 景観づくりの意識醸成のための取り組み

意識醸成のため、行政区や集落等における清掃活動等の美しい景観づくりに関する支援等を行い身近な景観への関心を高めます。

6-3 景観を活かした取り組みの推進

五ヶ瀬町では、山開きや夕陽の里フェスタ等、行政区や各種団体による歴史や景観を活用したイベント等が実施されています。

このような取り組みは地域の魅力を認識することができ、景観に関する意識の向上が見込まれ、観光客の増加や地域づくりなどの効果が期待されます。景観を活かした取り組みを積極的に推進していきます。

6-4 協働による景観形成のメニュー

(1) 景観協定

良好な景観の形成を目的として、一団の区域における区域内住民の合意による建築物や屋外広告物等の意匠形態を定めた景観法第81条の景観協定を締結する場合は支援を行います。

(2) 各種団体との連携による歴史的建造物の保存活用

歴史的建造物の保全活動に取り組んでいる団体と連携し、歴史的建造物の保存活用を図ります。

(3) 広報、啓発

観光パンフレット等を作成する場合、五ヶ瀬町の景観の魅力に配慮した内容とします。ホームページ、イベント等を通じて町民の景観づくりに関する意識の向上のための啓発活動を行います。